

平成 26 年度第 2 四半期に係る障害者作業施設設置等助成金（第 1 種作業施設設置等助成金、第 2 種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金（住宅の新築等助成金、通勤用バス購入助成金及び通勤用自動車購入助成金）に係る認定申請について平成 26 年 6 月 2 日から平成 26 年 6 月 13 日までの間に公募し、受理された 52 件について審査を行い外部審査委員で構成される助成審査委員会で審議した結果、おおむね妥当とされたため、以下のとおり 27 件を認定いたしました。

また、今回は評価点が 1 点以上のものまですべて認定しても、第 2 四半期に設定された予算額の範囲内（総額約 1,600 万円）となったためすべて認定されました。（申請状況によっては評価点が 1 点以上であっても不認定となる場合があります。）

1 結果

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ① 第 1 種作業施設設置等助成金 | 50 件のうち認定 26 件 |
| ② 第 2 種作業施設設置等助成金 | 1 件のうち認定 0 件 |
| ③ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤用自動車購入助成金） | 1 件のうち認定 1 件 |

※ 障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金（住宅の新築等助成金）、重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バス購入助成金）、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金については、申請はありませんでした。

2 概要

<認定例>

[第 1 種作業施設設置等助成金]

○木工作业室改造工事（作業施設）[身体障害者（肢体不自由）]

大工である労働者が中途障害で車イス使用となり、従来の業務を行うことが困難になったことから、木工製品の製作業務を抽出し、新たに作業室を設置する旨の申請であり、これについては、障害特性に対する配慮と認められ、対象障害者専用の作業施設であることから認定した。

○音声読上げソフト、携帯型拡大読書器（作業設備）[身体障害者（視覚）]

視覚障害者を対象とする申請であったが、全盲の対象者のための音声読上げソフト、視野狭窄の対象者のための携帯用拡大読書器など、それぞれの障害特性に配慮した申請であるため認定した。

○拡大読書器（作業設備）[身体障害者（視覚）]

社内便や封入作業の手作業を中心とした業務を行う対象障害者の障害特性に配慮された障害者専用の機器であり、市販品であるが障害者のために開発された機器であることから認定した。

なお、併せて申請のあった画面拡大ソフトについては、対象障害者の主たる業務が、PCを使用するものでないことから対象外とした。

○オストメイト仕様仮設トイレ（附帯施設）〔身体障害者（ぼうこう又は直腸の機能障害）〕
対象障害者の職務は建設現場の施工管理であることから建設現場において職務を行うにあたり、オストメイト仕様の仮設トイレは必要であることから認定した。

〔**重度障害者等通勤対策助成金（通勤用自動車購入助成金）**〕〔身体障害（両下肢機能障害）〕
対象障害者は、中途障害者となったことにより、公共交通機関による通勤が困難になったと認められる。
購入する自動車についても、手動式運転補助装置、マルチグリップの改造を実施しており、対象障害者の通勤困難性が解消されると認められることから認定した。

<不認定の例>

〔**第1種、第2種作業施設設置等助成金**〕

○駐車場舗装工事（附帯施設）〔身体障害（肢体不自由・杖使用）〕
既雇用者の場合には障害が重くなる等の特段の事情により「雇用の継続が困難」であると認められる場合のみ認定することとしているところである。
当該申請に係る対象障害者については、特段の事情も認められないことから対象外とした。

○トイレ改造工事〔身体障害（肢体不自由・車イス）〕
執務室とは別の階にトイレを整備する場合には、対象障害者のためになる合理的な理由を必要としているところである。
現在、対象障害者は2階で執務しており、申請施設は1階にあるが、これについての合理的な理由がないことから、対象障害者の執務室に付帯した施設とは認められないため対象外とした。

○就労継続支援A型事業所からの申請〔精神障害者〕
就労継続支援A型事業所については、当該事業所が行う業務内容に沿って国等からの金銭的な支援を受け、障害者の就労支援を行うこととなっているところである。
よって、以下の申請については、当該事業所が本来行うべき業務内容に沿ったものであると認められることから対象外とした。

- ・施設外就労の移動に必要な自動車の購入
- ・主たる業務に係る作業用ソフトの人数分のライセンスの賃借

（参 考）

従前より、助成審査委員会において、トイレ等の附帯施設の新設・改修等については、事前に建築の専門家に相談しておくことが望ましい旨の意見が出ていること。

注：上記の認定例はあくまでも今回の審査において認定されたものであるため、今後同様の申請が必ず認定されるものではありません。